

申請から許可までの流れ（農地法第3条）

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

◎ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ◆ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること【すべて効率利用要件】
- ◆ 法人の場合は、農地所有適格法人(※)の要件を満たすこと【農地所有適格法人要件】
- ◆ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること【農作業常時従事要件】
- ◆ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと【地域との調和要件】

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます(解除条件付契約書など若干の要件はあります)。

◎ 農地法第3条許可事務の流れ

【 許可までの標準処理期間30日 】

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
 なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

